

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表（広島市）

(工事担当課長用)

考査項目	細別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2. 施工状況	II. 工程管理	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。 <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> 現場閉所による週休2日（4週8休以上）に取り組んだ。（注） <input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> その他 理由： 	<p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや劣っている</p>	<p>劣っている</p>
	III. 安全対策	<p>a 優れている</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 <input type="checkbox"/> その他 理由： 	<p>b やや優れている</p> <p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>	<p>c 他の評価に該当しない</p>	<p>d やや劣っている</p>	<p>e 劣っている</p>

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表（広島市）

(工事担当課長用)

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I 施工条件等への対応	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 <input type="checkbox"/> 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 <input type="checkbox"/> 3. その他 理由: _____ <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(1.について) 切土の土工量: 20万m³以上、盛土の土工量: 15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ: 10m以上、トンネル(シールド)の直径: 8m以上、ダム用水門の設計水深: 25m以上、樋門又は樋管の内空断面積: 15m²以上、揚排水機場の吐出管径: 2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長: 25m以上、堰又は水門の径間数: 3径間以上、堰又は水門の扉体面積: 50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ: 20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積: 100m²以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積: 300m²以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深: 10m以上、地滑り防止工: 幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量: 100万m³以上、流路工の計画高水流量: 500m³/s以上、砂防ダムの堤高: 15m以上、ダムの堤高: 150m以上、転流トンネルの流下能力: 400m³/s以上、橋梁下部工の高さ: 30m以上、橋梁上部工的最大支間長: 100m以上</p> <p>(2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。</p> <p>(3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。</p> <p>(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。</p> <p>(5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。</p> <p>(6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。</p> <p>(7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。</p> <p>(8.について) ・事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事。</p> <p>(9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事、施工箇所が点在する工事。</p> <p>(10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。</p> <p>(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深基礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。</p> <p>(12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。</p> <p>(13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事。 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事</p> <p>(14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</p> <p>(15.について) ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事</p> <p>(16.について) ・災害復旧工事</p> <p>(17.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</p>
	IV長期工事における安全確保への対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 18. 12ヶ月を超える実質工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 <input type="checkbox"/> 19. その他() <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>(注) 災害復旧工事の評価方法(工事名で判断して良い)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下記評価項目に☑し、一律に加点(4点) ☑ 16. 災害復旧工事 2. 下記評価項目に該当する場合は☑し、加点評価(1つ以上の☑で6点) ☑ 8. 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 ☑ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ←施工箇所点在も含む 3. 他の評価項目にも該当するものと判断される場合は☑
	V 広島製産品	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 20. 広島製産品の対象資材①が、請負金額比で3%以上(加点5.0点) <input type="checkbox"/> 21. 広島製産品の対象資材①が、請負金額比で3%未満(加点2.5点) <input type="checkbox"/> 22. 広島製産品の対象資材②が、請負金額比で3%以上(加点5.0点) <input type="checkbox"/> 23. 広島製産品の対象資材②が、請負金額比で3%未満(加点2.5点) <p>※20~23の広島製産品対象資材①、②に関する加点は、広島製産品使用結果報告書により確認する。</p>	<p>(注) 維持修繕(補修)工事の評価方法(工事名で判断して良い)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下記評価項目に☑し、一律に加点(4点) ☑ 15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 2. 他の評価項目にも該当するものと判断される場合は☑
評価		評点: _____ 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 主任監督員が評価する「5. 創意工夫」と同一内容の二重評価は行わない

※3. 評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表（広島市）

(工事担当課長用)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。<input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。<input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。<input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。<input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。<input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。<input type="checkbox"/> その他 理由 :				

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表（広島市）

(工事担当課長用)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																					
8. 法令遵守等 I. 法令遵守等	<p>(1) 指名停止等の措置があった場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数(1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1.指名停止3ヶ月以上</td> <td>— 20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>— 15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>— 13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>— 10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5.文書注意</td> <td>— 8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6.口頭注意</td> <td>— 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の措置が行われなかった場合</td> <td>— 3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8.その他 〔理由： _____〕</td> <td>— 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9.項目該当なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 本考查項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 複数の指名停止等の措置があった場合の採点方法は「広島市請負工事成績評定要領実施細目」別紙による。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p>1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不當に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会員等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15.受注者が社会保険等未加入業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による。） 16.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の措置がなかった場合の減点の適応は、工事担当課長が受注者に対し注意が必要な事案であると判断し、文書（工事打合簿等を含む）で注意した場合とする。（重大な災害につながる恐れがあった場合、複数回のヒューマンエラー等）</p> <p>(該当項目があった場合は記入すること) 法令遵守等 計 _____ 点</p>		措置内容	点数(1)	<input type="checkbox"/> 1.指名停止3ヶ月以上	— 20点	<input type="checkbox"/> 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 15点	<input type="checkbox"/> 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 13点	<input type="checkbox"/> 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	— 10点	<input type="checkbox"/> 5.文書注意	— 8点	<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	— 5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の措置が行われなかった場合	— 3点	<input type="checkbox"/> 8.その他 〔理由： _____〕	— 点	<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし	
措置内容	点数(1)																					
<input type="checkbox"/> 1.指名停止3ヶ月以上	— 20点																					
<input type="checkbox"/> 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 15点																					
<input type="checkbox"/> 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 13点																					
<input type="checkbox"/> 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	— 10点																					
<input type="checkbox"/> 5.文書注意	— 8点																					
<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	— 5点																					
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の措置が行われなかった場合	— 3点																					
<input type="checkbox"/> 8.その他 〔理由： _____〕	— 点																					
<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし																						

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表（広島市）

(工事担当課長用)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表								
8. 法令遵守等 II. 評価内容等の担保	(1) 総合評価落札方式による技術資料の内容等について履行の確認ができなかった場合								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内容及び採点方法</th> <th style="text-align: center;">計算式</th> <th style="text-align: center;">点数 (2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">技術資料の内容等について履行が確認できなかった場合、履行の確認ができなかった施工上の課題毎に減点する。 ただし、受注者の責めによるものに限る。</td> <td style="text-align: center;">$- 8 \text{ 点} \times \text{施工上の課題数}$</td> <td style="text-align: center;">$- 8 \text{ 点} \times \underline{\quad} \text{課題} = - \underline{\quad} \text{点}$</td> </tr> </tbody> </table>	内容及び採点方法	計算式	点数 (2)	技術資料の内容等について履行が確認できなかった場合、履行の確認ができなかった施工上の課題毎に減点する。 ただし、受注者の責めによるものに限る。	$- 8 \text{ 点} \times \text{施工上の課題数}$	$- 8 \text{ 点} \times \underline{\quad} \text{課題} = - \underline{\quad} \text{点}$	<input type="checkbox"/> 左記項目該当なし	
内容及び採点方法	計算式	点数 (2)							
技術資料の内容等について履行が確認できなかった場合、履行の確認ができなかった施工上の課題毎に減点する。 ただし、受注者の責めによるものに限る。	$- 8 \text{ 点} \times \text{施工上の課題数}$	$- 8 \text{ 点} \times \underline{\quad} \text{課題} = - \underline{\quad} \text{点}$							
<p>① 本評価項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、総合評価落札方式による契約において、受注者より提出された技術資料の内容について、履行が確認できなかった場合に適用する。</p> <p>② 施工上の課題毎の減点とは、1つの施工上の課題に対して、複数の技術的所見が提出され、このうち1つでも履行の確認ができない場合は、その施工上の課題毎に、工事成績評定（法令遵守等）の項目から8点を減点するものである。</p> <p>③ 減点対象となる履行が確認できない場合とは、受注者の責によるものに限る。</p> <p>④ 上記措置の事例は、「簡易型」を適用した工事について記載している。「標準型」を適用する場合は、措置事例の記載について「施工上の課題」を「技術提案及び施工計画の評価内容」に読みかえ、「技術的所見」を「技術提案及び施工計画」に読みかえる。</p> <p>⑤ 落札候補者決定資料において加点評価を受けた評価内容について、履行の確認できなかった場合は、「施工上の課題」を「評価内容」に読みかえ、その評価内容毎に工事成績評定（法令遵守等）の項目から8点を減点するものである。（評価項目：登録基幹技能者の現場配置、広島製產品の活用及び広島市内企業の活用状況など）</p> <p>⑥ 「配置予定技術者の能力」の減点について 技術者の途中交代があった場合、変更後の主任（監理）技術者の「配置予定技術者の能力」の各評価項目の得点の合計が、入札時に評価された技術者に係る得点の合計に満たないときは、工事成績評定（法令遵守等）の項目から8点を減点する。なお、「配置予定技術者の能力」については、受注者の責めによらない理由であっても減点の対象となる場合がある。</p>									
(2) 入札参加条件（市内本店業者を下請業者とすること）を遵守できなかった場合									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">点数 (4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 故意ではないが、遵守できなかった場合</td> <td style="text-align: center;">- 8 点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> プラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等の事情があり、「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」を提出し、発注者が正当な理由であると認めた場合 又は、受注者の責めによらない理由で遵守できなかった場合</td> <td style="text-align: center;">0 点</td> </tr> </tbody> </table>				項目	点数 (4)	<input type="checkbox"/> 故意ではないが、遵守できなかった場合	- 8 点	<input type="checkbox"/> プラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等の事情があり、「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」を提出し、発注者が正当な理由であると認めた場合 又は、受注者の責めによらない理由で遵守できなかった場合	0 点
項目	点数 (4)								
<input type="checkbox"/> 故意ではないが、遵守できなかった場合	- 8 点								
<input type="checkbox"/> プラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等の事情があり、「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」を提出し、発注者が正当な理由であると認めた場合 又は、受注者の責めによらない理由で遵守できなかった場合	0 点								
<p>① 本評価項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、入札参加条件（市内本店業者を下請業者とすること）を遵守できなかった場合のうち、故意ではないが、遵守できなかった場合に適用する。</p> <p>② 正当な理由がなく、故意に遵守しなかったことにより、指名停止等の措置があった場合は、(1) 指名停止等の措置の適応事例「1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。」に該当し、措置内容に応じて評価する。</p> <p>③ 受注者が入札時又は契約後、下請発注予定のうちプラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等の事情があり、「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」を提出し、発注者が正当な理由であると認めた場合には減点しない。</p>									
<p>(該当項目があった場合は記入すること) 法令遵守等</p> <p>計 <u> </u> 点</p> <p>(1) = <u> </u> 点 + 点数 (2) = <u> </u> 点</p>									